第四十二号の六の三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第16項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第　　号

年　　月　　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第16項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第16項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．通知年月日　　年　月　日付け第　　号

２．建築場所、設置場所又は築造場所

（理由）

（備考）